

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年8月19日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和4年10月17日（月）から同月21日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

令和4年10月20日（木）及び同月21日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分（以下「2号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

注一 公布文は二丁目から、二行目以後は一字目から書くこと。
三 条例・規則・訓令・告示の番号は、一字目から書くこと。
五 制定文は二丁目から、二行目以後は一字目から書くこと。
七 条及び項は一字目から書き、法文との間は一字空け、二行目以後は二丁目から書くこと。
九 附則は四丁目「附」の字を、六字目に「則」の字を書くこと。

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

(1) 新規取得講習

25人

(2) 追加取得講習

5人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和4年8月30日（火）から同年9月2日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のイに該当する者

a 2号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のロに該当する者

2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ロ) 4の(1)のハに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(ニ) 4の(1)のヘに該当する者

2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(ホ) 4の(1)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のイに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のロに該当する者

a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ロ) 4の(2)のハに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ニ) 4の(2)のヘに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ホ) 4の(2)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期し、又は中止する場合がある。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490